保育所入所における「自営申立書」の記入について

この証明書は、保育所の入所申し込みや継続利用の際に、児童の保護者が「自営業により就労」していること、その就労内容を証明するために必要となるものです。

記入された内容は、保育所等の入所要件を満たしているかの確認や利用調整（入所選考）、入所後の「保育必要量」認定などの判断材料となりますので、**記載漏れのないよう**ご記入をお願いします。

「自営申立書」は次のときに提出が必要です。

（1）保育所等への入所を希望するとき。
（2）勤務先・勤務内容・勤務時間が変更となったとき。
（3）自営業を始めたとき。

記入上の注意

1．経営者が３親等の場合、自営業扱いとなります。ただし、株式会社、有限会社の場合は除きます。その場合は就労証明書を提出してください。
2．申立書は保護者自身で記入してください。ただし、**親族が経営者の場合【※１経営者証明欄】に経営者の署名捺印をもらってください。**
3．仕事内容についてはできるだけ詳しく記入してください。農業の場合、農作物や収穫時期など具体的に記入してください
4．就労開始（予定）年月日については就労を始めた日、または就労開始予定日を記入してください。
5．育児休業期間については、育児・介護休業法に基づく場合のみ記入してください。
6．就労時間は休憩時間を含む時間を記入してください。
就労時間が流動的な場合は１日のうち、平均的に就労している時間を記入してください。
7．基本給について、固定月給・日給・時給・その他、該当するものに金額を記入してください。
8．直近３ヶ月の勤務状況、総支給額（支給された額）を記入してください。
9．就労予定者の勤務状況および総支給額については、空白で結構です。

添付書類の提出について

・勤務者または経営者が自営業・農業を行っていることが客観的に証明できる書類の提出が必要です

・農業の場合、経営者が農業により収入を得ていることが必要です。（家庭菜園・自家消費については対象となりません）

会社やお店の運営、農業を行っていることを確認できる書類とは　（写し可）

□確定申告書　□営業許可証　□個人事業の開業届　□売上伝票　□出荷伝票　など

証明内容について虚偽が認められた場合は、保育の決定（内定）や実施（入所）を解除する場合があります。
証明内容について、担当課より問い合わせをさせていただくことがあります。